

国の新しい基本方針

山形県環境教育推進方針

取組み状況（●）と課題（◆）

① 学校、地域、社会等幅広い場における環境教育

ア 学校における環境教育

○発達の段階や各教科間の関連に配慮した全体的な計画等を作成する総合的な取組みの推進、異なる学年や小中高、地域社会等との連携へ配慮、学校における教育活動全体を通じた環境教育の更なる充実

○平成18年に改正された教育基本法において、教育の目標の一つに「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」を規定、幼小中高の新学習指導要領等においては、環境に関する内容を充実

○青少年教育施設、地域の自然や文化等地域社会に存在する資源、学校林等学校が有する施設を活用し発達の段階に応じた自然体験活動などを促進

○関係府省は国有林や河川等の公的な場や施設を体験活動の場として活用できるよう適切に対応

○新エネルギー設備の導入や校舎等の断熱性の向上、地域の木材の活用等、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進、教材としても活用

○大学生等に対する環境教育に資するインターンシップの充実や大学や大学院の教育研究過程等において、企業、NPO等多様な主体との連携を進めるために必要な情報提供

□ 学校における環境教育（方策2（1）①④）

○各学校においては、教育活動の全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じて、教科間の関連に配慮しながら「環境教育に関する全体計画等」を作成し、地域社会等との連携に配慮しながら総合的な取組みを進めることが大切

○「第5次山形県教育振興計画（平成16年3月策定）」では、学校、家庭、地域で「いのちの教育」を根幹に据え、「環境を学び、持続可能な社会を築く」をねらいとして環境教育を推進

○「山形県環境教育指針（平成6年3月策定）」により、環境教育の重要性を喚起してきたが、本推進方針を反映させるため、山形県第5次教育振興計画に基づき、山形県環境教育指針を改訂

○環境教育の視点から学校園、学校林など自然体験の既存施設の活用、「ビオトープ」などの環境学習の場づくり

【1】学校、地域、社会等幅広い場における環境教育

□ 学校における環境教育

●平成19年3月に「山形県環境教育指針」改訂
●社会環境の大きな変化に対応し、平成23年3月に「第5次山形県教育振興計画」の見直しを行い、環境教育については、「これからの社会を主体的に生きぬく力の育成」のための施策として重点施策の一つに位置付け

●学校で環境教育に関する全体的な計画を策定しているか している 41.9%
していない 55.4%
●地域に連携・支援してくれる団体や企業、住民がいるか 小学校 59.0% 中・高等学校 約35%
(平成22年度子どもの環境学習調査から)

◆全体計画を作成して環境教育に取り組む学校は約5割に留まり、児童等が自ら体験し気づき考えることを中心とした学校の教育活動全体を通じた環境教育の実践に体系的に取り組めるような仕組みづくりが必要

◆学校と地域の団体や企業、住民と連携した取組みは、小学校では約6割、中、高等学校では約3割となっており、両者の連携のコーディネートがさらに必要

◆東日本大震災の教訓をふまえ、再生可能エネルギーの導入、水資源・森林の保全、自然環境の保全のみならず活用する視点など新たな環境課題についての関心をさらに高め、持続可能な社会を築くための認識や実践力を育てていく必要性

●少年自然の家を会場に、「親子ふれあい体験教室」「地域連携教室」「森林環境セミナー」を開催し、自然体験を通じた森林・環境学習を実施（参加者：457名）

●現在良好な河岸や河床は保全し、環境に配慮した護岸の設置や水生生物の移動を妨げないような整備を実施

●学校林の安全な学習環境の整備と森林環境学習指導の研修会開催

◆少年自然の家では、新たなプログラムも実施し、多くの参加者があったが、さらなるプログラムの開発、事業自体の広報の工夫が必要

◆公共事業の削減など厳しい財政事情のなか、洪水などから県民の生命や財産を守る河川整備（治水安全度の向上）を優先して実施せざるを得ず、新規河川公園等の整備着手は困難な状況

◆学校林の活用には継続的に指導者を育成する研修が必要

◆学校林以外の太陽光発電設備などの環境学習への活用が必要

◆環境教育に係る大学との連携について働きかけが必要

国の新しい基本方針

イ 学校の教職員の資質の向上

○関係府省が協力して、地域の環境活動を実践しているリーダーと学校における環境教育の推進役としての教職員とが一緒に受講する研修等を実施

○教職員の研修や講習等への参加が促進される、学校における環境教育が組織として進められるよう、各学校における環境の醸成や仕組みづくり

○環境教育の実践例等を紹介した資料などの指導資料の作成や情報の提供等

○大学の教員養成課程における環境教育の積極的な採用を促進

ウ 社会等幅広い場における環境教育の推進

○地域や家庭における環境教育の充実を図るため、子どもをはじめとする住民が参加する自然体験活動その他の体験活動の充実、機会の確保

○地域の中で、環境学習や実践活動の場や機会が多様な形で存在していることも必要

○関係府省が連携して、学校施設を住民等の様々な主体が連携した地域ぐるみの環境教育の場として活用

○環境学習施設や自然体験活動のための施設等を、地域の環境教育の中に位置付け、目的、対象に応じて適切に活用

○社会教育施設を中心として、様々な機関等が連携して住民自らが地域課題を解決していく「仕組みづくり」の推進などにより、地域における環境教育の取組みを支援

山形県環境教育推進方針

□ 学校の教職員の資質の向上（方策2（1）②③）

○重要な役割が期待される教職員について求められているのは、環境に対する豊かな感受性や見識を高め、授業を改善、充実させること

○教職員を対象に県教育センター等が行う研修会の更なる充実と、文部科学省等が主催する全国的な視野に立った研修会への参加の機会を拡充

○環境問題は、身近生活環境からグローバルな問題まで多様化していることから、学校の環境教育においても様々な題材を活用

□ 社会等幅広い場における環境教育の推進

（方策1（1）、2（1）⑤、1（5））

○生活・自然・文化等の地域の資源を学習素材として積極的に活用した特色ある環境教育を展開し、住民の意識を高めていくことが大切

○学校、町内会、子ども育成会等が中心となった、地域内の公園清掃や路上のごみ拾い、廃品回収等、地域の公民館における生涯学習の一環としての環境学習や環境保全活動が広がり、多様な体験活動の場や環境学習の機会の充実が図られるように支援

取組み状況（●）と課題（◆）

□ 学校の教職員の資質の向上

●環境教育指導者養成講座は、県教育センター主催の研修講座（2日間）として、小、中、高等学校、特別支援学校の教員を対象に山形大学大学院や環境関係NPOなどの協力を得て実施

●平成24年度から先生応援サポートプラザ（土曜開催講座）や出前サポート講座も実施

◆教職員が参加しやすいよう研修開催時間等の配慮を進めてきているが、学校現場でも環境教育が組織として進められる環境の醸成や仕組みづくりもさらに推進する必要

●高等学校においては、新エネルギーに関する実験実習装置や燃料電池等を利用した実験装置などの整備を実施

●学校で重点をおいている環境教育の内容は何か。
①「ごみの散乱防止など環境美化」 65.1% （平成22年度子どもの環境学習調査から）
②「廃棄物の減量化、リサイクル」 57.5%
③「省エネルギー・省資源」 37.0%

◆環境美化やごみの問題、省エネルギーなど生活に関する題材が多く、再生可能エネルギー、水資源・森林の保全など新たな題材への取組みも必要

◆実践校の増加や取り組みの成果の各校への普及が必要

□ 社会等幅広い場における環境教育の推進

国の新しい基本方針

○ 政府は、さまざまな主体が行う環境教育の取組事例の紹介、優れた事例の表彰などにより、地域や家庭における環境教育の活性化を支援

山形県環境教育推進方針

○ 県が実施する各種の事業に関わる環境学習や環境保全活動を、県民、民間団体、事業者等に積極的に提供し、環境学習機会を充実

<生活環境分野>

- ① 廃棄物の減量化、リサイクルに関する情報の提供
- ② 県リサイクル認定製品の利用促進
- ③ 環境産業の情報の提供
- ④ 廃棄物処理等に関する講習会の実施
- ⑤ 地球温暖化防止の取組み機会の提供
- ⑥ 大気・水環境等測定データの情報提供
- ⑦ 「やまがた酸性雨ネットワーク」の活用
- ⑧ 下水道の普及啓発

<自然環境分野>

- ① 食農教育の推進
- ② 「グリーン・ツーリズム」の推進
- ③ 農村フィールド活用の推進
- ④ 森林フィールド活用の推進
- ⑤ 河川フィールド活用の推進
- ⑥ 道路敷地の環境保全の推進
- ⑦ 「子どもの水辺再発見プロジェクト」の推進

○ 環境保全活動の顕彰（環境やまがた大賞）

取組み状況（●）と課題（◆）

● 各部局の施策にそった環境学習機会を提供

<生活環境分野の主な取組み>

- ・ 「全国一ごみの少ない県」を目指し、当面（平成27年度）の目標である1人1日あたりのごみの排出量860gを達成するため、各種学習会や環境展を開催
- ・ 「1人1日1kgCO₂削減」家庭のアクションを実施し、平成23年度は8,417世帯から登録、6,597世帯からの報告があったほか、省エネ住宅のモデルとなる山形エコハウスも活用しながら、住宅の温暖化対策の普及啓発を実施
- ・ 平成23年度は東日本大震災の影響による電力不足への対応として県民を挙げた節電・省エネ運動を夏期と冬期に実施し、各家庭への「節電ガイドブック」の配布などにより、計画停電等を回避

<自然環境分野の主な取組み>

- ・ やまがた緑環境税により、市町村やボランティア団体等が取り組む森づくり活動を支援、やまがた公益の森づくり支援センターと連携し、団体、学校、市町村の要望に応じて森林環境教育等へ指導者を派遣
- ・ 海岸漂着物対策を推進するため、ボランティア海岸清掃支援、流木等回収・処理方法に関する調査研究や海岸漂着物対策の普及啓発・環境教育事業等を実施
- ・ 河川や海岸を対象に「里親」として環境保全と清掃美化活動を行う団体を支援する「ふるさとの川アダプト事業」では、着実に参加団体は増加しており、平成23年度は427団体・188企業の活動を支援

◆ 再生可能エネルギーの導入や水資源・森林の保全などの新たな施策に対応した環境学習プログラムの新設、施設の老朽化、展示物等のマンネリ化や幅広い現場知識があり、かつそれを紹介できる人材の育成が課題

◆ ごみの減量化等に対する県民の意識の高揚がまだまだ必要

◆ 地球温暖化対策としては、大震災以降の省エネ・節電対策を一過性に終わらせることなく、これを契機に継続なるよう、インセンティブを付与しながら、県民が一層参加しやすい事業スキームの構築が必要

◆ 海岸漂着物対策など回収活動による環境美化は、自治会・学校・NPO等により実施されてきたが、継続的に多数の参加者を確保することが困難となっており対策が必要

◆ 河川アダプト新規認定団体・新規登録企業の確保・育成・定着を図ること、参加者の高齢化と固定化への対策が必要

● 環境やまがた大賞を平成17年度以降26団体に授与、取組みをホームページ等で紹介

◆ より多くの応募に向け表彰制度のさらなる周知等が必要

国の新しい基本方針

エ 人材の育成・活用

- 地域社会の環境教育のリーダー研修の実施、自然体験活動等の場等の充実、生活体験活動や自然体験活動等を支援する指導者の養成及びその質の向上を推進
- 人材認定等事業等により育成された人材等が、学校や地域において積極的に活用されるための情報提供、特別非常勤講師制度等の活用を推進
- 専門家等と学校や地域とをつなぐ教職員も含めたコーディネーターの育成や活用
- 健全な市民社会を構築するため、環境保全活動における事業者とNPO法人等の協働の促進

オ プログラムの整備

- 様々な主体が連携、協力して体系的な、地域の特性に応じたプログラムの整備
- 政府は、効果的なプログラムを研究、開発するとともに、様々な主体が作成した環境教育プログラムや指導資料についての情報共有システムを構築
- 児童生徒や教職員が活用できるような環境教育に関する指導資料等の開発、普及
- 指導者育成の研修等の場で、プログラムについての情報を提供し、教職員や地域の指導者を育成
- 指導者を育成する多様なプログラムの普及を促進
- プログラムの内容は、知識を得たり、関心を高めることに加え、環境問題の原因とこれを解決するための具体的な施策など自ら考えるものであることが重要
- プログラムを作成後の定期的な検証や評価、改訂

カ 情報の提供

- 政府は、正確な情報を入手するための情報基盤の整備のため、情報共有システムを構築
- 国だけでなく各主体の環境教育に関する表彰された取組などの具体的な事例や情報を収集、分析、整理し、広く提供

山形県環境教育推進方針

□ 人材の育成・活用（方策2（3））

- 地域社会において環境教育を担う人材の育成は、地域の環境保全活動を促進するうえで重要な課題
- 環境保全活動を支援する指導者を養成するための研修会の開催や研修機会の情報を提供
- 研修を受けた人をはじめ、国の環境カウンセラーや県の環境アドバイザーが積極的に活用されるため、登録人材や講師の派遣制度等について必要な情報提供を行い、学校や地域における環境教育・学習を支援

□ プログラムの整備（方策2（4））

- 環境学習を継続的に実践できるようにするためには、取組みの段階、理解力、活動の場やテーマに応じて、学習のねらいが明確で体系的な環境学習プログラムの整備を図ることが必要
- 学校、民間団体、事業者等のいつでも誰もが活用できるような環境学習プログラムの開発・整備、普及が必要

□ 情報の提供

推進方策としての具体的記載なし

取組み状況（●）と課題（◆）

□ 人材の育成・活用

- 727名の山形県地球温暖化防止活動推進員を養成、委嘱
- 県内4つの森において森の案内人を養成し、利用者の案内や体験活動を支援
- 環境科学研究センターにおいて、環境アドバイザーを委嘱し、学校や地域で開催する環境学習会等に平成23年度は43回派遣、環境リーダー養成講座、環境地域づくり担い手連携セミナー等を開催
- ◆会員の高齢化による退会、休会など、人材が不足、若い世代への委嘱者の拡大や、量の確保から質の向上への移行を図っていく必要

□ プログラムの整備

- 学校の環境保全活動について、平成21年度から二酸化炭素の模擬排出量取引学習を実施、平成23年度の電力不足に対する全校を挙げた節電の取組みが本事業の趣旨に合致するなど一定の成果
- 森林環境教育指導者研修や森林環境学習副教材「やまがたの森林」及びガイドブック、野外での活動プログラムや活動の際の留意事項をまとめた「森林環境教育の手引き（野外活動）」を作成
- 幼児期における自然体験活動の実施に加え、「村山版森のようちえん」の普及に向けた森の保育者やサポーターを養成、検討委員会において、実施上の課題解決、検証を図るとともに、実施マニュアル案を作成
- ◆再生可能エネルギーの導入、水資源・森林の保全、自然環境の保全のみならず活用する視点等、新たな題材について学習プログラム開発が必要
- ◆二酸化炭素の模擬排出量取引学習については過去3年間の実施結果を踏まえ再検討を要する時期
- ◆教育現場で森林環境学習を効果的に実施するためには、森林環境教育用の副教材の活用方法のサポートに加え、指導者を育成するための研修が必要
- ◆管内各地域への「村山版森のようちえん」の波及、養成した人材の活用が必要
- ◆現場にマッチングしたプログラムの作成及び改訂、現場で活用されるよう普及、指導する人材の育成が課題

□ 情報の提供

- 各施策については県のホームページやパンフレット配付などでそれぞれ情報提供
- ◆共通課題として、それぞれの取組みの県民の認知度が低いため、環境学習についてまとめるなど効果的な周知、情報提供が必要

国の新しい基本方針

キ 各主体の連携

○各主体への情報提供や地域における活動のコーディネーターを育成、地域で活躍できるよう支援

○総合的な学習の時間の効果的な実施、課外活動の設定、地域と学校の連携、連携事例の情報収集及び提供、シンポジウム、実践発表大会等により、連携手法等を普及

○地方公共団体における部局間での連絡調整、特に環境部局と教育部局又は教育委員会との間の連携の推進のための環境教育等推進協議会の設置

ク 環境教育の更なる改善に向けた調査研究

○環境教育に関する国内外の調査研究を実施、環境教育の改善や指導者育成のための研修で活用

② 職場における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組

○職場における環境教育等及び協働取組は、その職場の環境負荷低減のみならず、職場の事業をより環境に良いものとし、ひいては持続可能な経済システムを構築していく上での基盤

○社会人への環境教育等を行う有効な機会であり、家庭や地域における取組につながることも期待

○ISOやエコアクション21等の環境マネジメントシステムにより環境保全の取組みを外部に示し、職員による社会貢献活動への参画することは、企業の社会的責任の観点や外部との協働取組を進めるうえで重要

山形県環境教育推進方針

□ 各主体の連携

推進方策としての具体的記載なし

□ 環境教育の更なる改善に向けた調査研究

推進方策としての具体的記載なし

□ 職場における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組

(方針2(2)①②、1(5))

○職場における環境教育は、社会人への環境教育を行う有効な機会の一つであり、その職場で取り組む施策や事業をより環境に良いものとしていくうえでの基盤

○職場における環境教育は、その職員・従業員の家庭や地域における環境保全活動につながることから、研修会の実施について働きかけを実施

○環境問題に対する従業員への必要な知識、判断能力、意欲を育むことが事業者自身の社会貢献や社会的責任

○中小企業向けの「山形エコアクション21」等の環境マネジメントの普及

○「山形県環境保全協議会」と連携し、事業者による環境教育等へ支援

取組み状況(●)と課題(◆)

□ 各主体の連携

●「ごみゼロやまがた県民会議」や「やまがた緑県民会議」など県民の行政参画の仕組みづくり、やまがた公益の森づくり支援センターの設立など民間団体の連携を推進

●環境教育等促進法に基づき、山形県環境教育推進協議会を設置(平成24年度)

●県内部の連絡調整組織として、環境やまがた推進本部山形県環境教育推進専門部会を設置

◆県民の行政参画については、仕組みづくりが進んでいるが、一部の関係者だけでなく、幅広い県民の参加を促す必要

◆県教育委員会と知事部局など県内部の連携を強化、一体的な施策も推進する必要

□ 環境教育の更なる改善に向けた調査研究

●環境科学研究センターにおいて出前講座等を通じ体験型環境学習の実践及び手法を調査研究

◆幅広い内容の環境学習プログラムの開発や他指導者への普及に課題

【2】職場における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組

●事業所を対象にしたエコスタイルチャレンジを実施し、平成23年度は夏は905事業所、冬は660事業所が参加

●山形エコアクション21の認証取得に係る補助金を平成22年度に創設、地域事務局と連携し認証取得のためのセミナーを開催

●山形県環境保全協議会と連携し、事業者等を対象にした環境問題に関するセミナーを開催するなどし、環境学習機会を提供

●事業者の実施する環境教育研修等に環境アドバイザーを派遣

●山形県CO₂森林吸収量等評価制度を活用し、企業が取り組んだ森づくり活動をCO₂吸収量等に換算して認証することにより、企業の環境貢献、社会貢献の意識を醸成

●企業・団体等に対して、森林自然環境や地域貢献等に関するセミナーを開催するなどし、環境学習機会や意見交換の場を提供

◆インセンティブを付与しながら、一層参加しやすい事業スキームの構築が必要

◆山形エコアクション21の認証制度自体や取得によるメリット等の周知を一層図る必要

◆企業・団体の活動に対する活動経費の支援や適切な助言や指導等の支援が引き続き必要

国の新しい基本方針

○国や地方公共団体における率先垂範

ア 環境に関する研修等の充実

○政府で行う研修での環境に関する講座の充実、特に地域と密接につながる市区町村の職員に対する環境に関する講座開設の働きかけ

○従業員向けの環境教育等に関しノウハウが不足している事業者に対して、環境教育プログラムを作成・提供

○環境教育等を進める際には、社外の主体と協働することが望ましいため、適切な連携先を見つけやすくするための情報を提供

イ 環境に関するボランティア活動の促進

○国や地方公共団体の年次休暇ボランティア休暇制度を活用したボランティア活動の促進

○事業者におけるボランティア活動への参加の促進

ウ 情報の提供、表彰

○環境省は、従業員向けの助言や指導を行うことができる人材を環境カウンセラーとして登録・公表するほか、その他の制度に基づく人材についても広く情報提供

○従業員向けの環境教育等を積極的に行っている事業者には表彰等の支援

山形県環境教育推進方針

○県職員に対する環境教育として、

- ・県職員が、所管する各種施策について環境に配慮して展開できるように、様々な研修において環境マネジメント等の講座を充実
- ・自主的な環境保全活動に取り組めるように、環境学習の機会や活動の場の情報を提供
- ・定期的な職員研修の機会への環境教育等のカリキュラムの組入れ
- ・特に、使用エネルギーの削減のため、建物管理職員、営繕関係職員には専門的な環境研修を実施

○環境保全活動の顕彰(山形県環境保全推進賞)

取組み状況(●)と課題(◆)

●県職員について、山形県環境保全率先実行計画(第2～3期)、やまがたECOマネジメントシステムに基づき、温室効果ガスの排出量削減など環境負荷の低減の取組みを実施

◆実行計画におけるコピー用紙使用量などの削減や、グリーン購入における一部の品目などで達成率の低いものがあり、個々の職員における研修等への積極的な参加を促進する必要

●山形県環境保全協議会と連携し、会員を対象にしたボランティアツアーを開催

●山形県環境保全推進賞(主催:山形県環境保全協議会)では、環境保全・研究、開発等において先進的事業活動又は地域貢献活動に取り組んでいる県内事業所や従業員を表彰

◆より多くの応募に向けた表彰制度の周知等が必要

国の新しい基本方針

山形県環境教育推進方針

取組み状況（●）と課題（◆）

③ 環境教育等支援団体の指定

○政府は、国民や民間団体等が環境保全活動や環境教育等の活動を効果的に行うために、他地域における同様の活動等に関する情報の提供や、各分野における専門的な助言、指導者などのあっせん又は紹介などのサービスを提供する団体を「環境教育等支援団体」として指定、制度を適切に運用

④ 人材育成、人材認定事業及び教材開発・提供事業の登録及び情報提供

ア 人材育成、人材認定事業及び教材開発・提供事業の登録制度

○信頼性の高い人材認定事業又は人材育成事業、効果的な教材開発・提供事業について登録、様々な場において適切に活用されるよう情報提供

イ 人材育成、人材認定事業及び教材開発・提供事業に関する情報提供等

○各主体が行う人材育成、人材認定事業及び教材開発・提供事業に関する体系的なデータベースを整備、提供、質の向上のために求めに応じて助言

⑤ 拠点機能整備

ア 政府の拠点機能整備

○地球環境パートナーシッププラザや地方環境事務所ごとに設置している地方環境パートナーシップオフィスによる世代を超えた環境教育や協同取組の促進

○各地にある拠点の環境教育等支援機能強化、拠点間の連携の推進

□ 環境教育等支援団体の指定

推進方策としての具体的記載なし

□ 人材育成、人材認定事業及び教材開発・提供事業の登録及び情報提供（方策１（２））

○環境学習を進めるには、信頼が持てる人材の情報が必要なことから国では、民間団体等が行っている人材の育成の事業の登録を推進

○県では、国の環境教育等の指導者に関する情報を国と連携して、広く県民に情報提供

□ 拠点機能整備（方策１（４））

□ 環境教育等支援団体の指定

◆国の新しい制度の周知、活用を推進

□ 人材の育成、人材認定事業及び教材開発・提供事業の登録及び情報提供

●県の独自の委嘱や人材認定事業において国の人材の認定制度（環境カウンセラー）の情報を活用するほか県ホームページで制度を周知

【３】拠点機能整備

国の新しい基本方針

イ 地方公共団体の拠点機能整備に対する支援

- 地方公共団体の拠点の整備や運営に関し、全国各地の取組事例や人的資源に関する情報交換等を通じて運営支援
- 拠点の効果的な運営を担う人材を環境調査研修所等における研修等で育成

山形県環境教育推進方針

- 県民、民間団体、事業者等が自発的に環境学習に取り組み、環境保全の意欲を高めるには、環境学習拠点機能の充実が必要
- 県では、環境科学研究センターを中核として、いつでも誰でも環境学習の情報や学習の機会を得られるようにするとともに、各主体の連携や協働を促進するように支援
- 県内には、県立自然博物館、県森林研究研修センター、県教育センターなどの施設と連携を強化した環境学習拠点機能の充実

<環境科学研究センターの環境学習拠点としての機能>

- 環境学習の講座・教室等による人材の育成
 - ・環境保全活動実践者や指導者等を対象として各種の環境講座を実施
 - ・子どもや親子を対象とした水生生物調査や星空観察などの各種の環境教室を実施
 - ・「こどもエコクラブ」の育成支援
- 環境保全活動の普及支援
 - ・「環境アドバイザー」派遣、出前講座、環境月間の普及等の支援事業を実施
- 環境の保全に関する人材等についての相談、助言
- 環境保全活動実践者が情報交換や交流を行う機会や場の提供

□ 体験の機会の場の認定

- 県では、県内で環境学習施設見学や環境学習講座等を通じて環境学習を支援している民間団体や事業者を「山形県環境学習支援団体」として認定し、県民に広く周知することで、より質の高い環境学習の機会を提供

取組み状況（●）と課題（◆）

●環境科学研究センターにおける取組み状況

- ・水生生物調査やこどもエコクラブへの支援、親子で楽しむ環境科学体験デーの開催、環境教室及び出前講座（平成23年度3回、877名参加）の開催等により、環境学習機会を提供
- ・環境情報棟で、環境に関する相談への対応や 図書やビデオ、資料等の貸し出しを実施

平成23年度実績

来所者数	1,460名
環境学習器材等の貸し出し件数	120件
環境相談件数	36件

- ・環境アドバイザーを委嘱し、学校や地域で開催する環境学習会等に平成23年度は43回派遣（再掲）、環境保全活動の実践者の交流を図るため環境地域づくり担い手育成セミナーを開催（2日間延べ56名参加）
- 県立自然博物館において、小中学校と連携し自然環境学習の一環として自然観察学習機会を提供、平成23年度は過去5年間で最高の入園者数12,104人（うち中学生以下 3,545人）
- 県森林研修センター、県教育センター、環境科学研究センターについて教職員の研修事業で連携
- ◆環境科学研究センターは平成15年の開設から約10年経過し来所者数漸減しており出前講座の利用が増加、ニーズに即した提供内容の対応が課題
- ◆県立自然博物館においては利用者数は伸びているものの、野外案内を希望しない一過性の来園者も多く、環境学習機能の十分な活用が必要
- ◆県内の環境学習拠点について、再生可能エネルギーの導入、水資源・森林の保全、自然環境の保全のみならず活用する視点など県の重点施策に対応した幅広い体験学習の場の提供、学習プログラムの開発、情報発信、連携促進などの機能拡充・整備が必要

【4】体験の機会の場の認定

- 環境学習支援団体は、平成24年9月現在30団体を認定、県ホームページでの紹介のほかパンフレットを作成、配付
- ◆認定団体数を増やすだけでなく、団体の活躍の機会の創出、県民の利用数の増につながるような広報の工夫が必要
- ◆改正法で規定されている「体験の機会の場の認定」制度と環境学習支援団体認定制度との調整が必要

⑥ 体験の機会の場の認定

- 安全確保に関する信頼性がある民間の土地や建物の所有者等が提供する自然体験活動等の体験の機会の場について都道府県が認定
- 土地の提供が更に進むよう、「都市緑地保全法」等に基づく管理協定など各種支援の仕組みの効果的な活用を推進
- 民間団体等が整備する環境保全活動の支援拠点との連携、協力、適切な役割分担により効果的に支援

国の新しい基本方針

山形県環境教育推進方針

取組み状況（●）と課題（◆）

⑦ 各主体間の協働取組の在り方の周知

- 政府は、協働取組事例、地方公共団体の協働取組の指針等について調査し、結果を提供するとともに、協働取組への共通理解を広めるための取組みを推進
- 協働取組の要となるコーディネーターやファシリテーターの育成のために、人材認定等事業の登録制度を活用し、情報を収集し提供

⑧ 情報の積極的公表

- 環境問題に取り組む各主体間で必要な情報の共有、公表される時期、範囲が適切な情報の提供
- ア 政府の保有する情報の積極的公表**
 - 政府が保有する情報は、積極的に、分かりやすく、広く迅速に、効果的に公表、伝達
 - 子どもに対して分かりやすく、興味をもてる形で情報を公表
 - マスメディアや環境教育等支援団体、人材認定等事業によって登録された者等、環境情報の2次的発信者となり得る主体への積極的な提供
- イ 公表された情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供**
 - 公表された政府以外の情報について、地域の拠点等を通じて、収集し、整理した上で広く提供
 - 環境配慮促進法に基づき一定の公的法人による環境報告書の作成、公表を進めるとともに、事業者の自主的な取組を支援

方策に具体的記載なし

【5】各主体間の協働取組の在り方の周知

- 平成20年4月にやまがた社会貢献基金を創設、地域や社会の課題解決に取り組む団体と社会貢献したいと考える企業や県民をつなぎ、山形県内の社会貢献活動の活性化を推進
- ◆NPO活動や協働を支える人材の育成や活動資金の確保
- ◆改正法で規定されている「協定」制度への対応が必要

【6】情報の積極的公表

- 県のホームページにおいて、「廃棄物・リサイクル総合情報サイト」や「やまがた緑環境税」のページなど体系的に情報が入手できるページを作成
- 紙に印刷し配付したパンフレットやリーフレット等も電子ファイルで常時公開（「山形県立自然博物館イベント一覧」や「山形県志津野営場ガイドマップ」「東北自然歩道（新奥の細道）マップ&ガイド」など）
- 安全で良好な生活環境の確保に必要な、緊急情報を迅速に伝えるために、環境大気常時監視測定局測定値を1時間ごとに県のホームページで「空気のごれ情報」として公開したり、人身被害のおそれがあるクマの目撃情報について、目撃場所がわかりやすいように市町村名・地区名と地図上にその位置を記載して情報を提供
- 野生動物との接触による事故等の予防のため、「クマとのトラブルを予防しよう！」「クマに注意！一思わぬ事故をさけようー」「高病原性鳥インフルエンザによる被害の予防について」などの注意事項をわかりやすい表現で記載
- 山形県環境白書を発行し県のホームページで公表、さらに、図や表を用い、県民にわかりやすく要約した概要版も作成し、県内学校等へ配付
- ◆県民に情報を活用してもらえるよう公開ページへのわかりやすい誘導、子ども向けの情報提供も必要

国の新しい基本方針

⑨ 国際的な視点での取組

ア 国際的な動きを踏まえた国内での対応

○政府は、「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」実施計画を策定、幅広い分野の教育と連携しながら環境教育を推進

○2012年（平成24年）に開催された「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」も踏まえて環境教育や環境保全活動を推進

○環境問題が深刻化するアジア諸国において経済社会をグリーン化できる環境人材の育成が必要、産学官民によるネットワークの形成等を支援

○地球環境パートナーシッププラザ等の拠点を通じ国際的な情報の国内への普及、国内の動向に関する情報の海外への発信を推進

イ 国際社会との協力

○政府は、我が国の優良事例を国際的に発信するほか、環境教育に関する国際的な対話の場の設定やネットワーク作りを、国民、民間団体、事業者、地方公共団体等と連携して推進

○我が国の提案により「国連持続可能な開発のための教育の10年」が世界で取り組まれることになった経緯を踏まえ、関係国際機関と協力を図りながら開発途上地域に対する環境協力において、我が国の経験をいかし、現地の持続可能な開発を担う人材を育成

○民間団体に対する既存の支援策の活用、充実及び強化

- ※ 塗りつぶし：今回の改正で新たに盛り込まれた部分
- ※ 下線の項目：環境省において、都道府県の行動計画に最低限盛り込まれていることが適当とする項目

山形県環境教育推進方針

方策に具体的記載なし

取組み状況（●）と課題（◆）

【7】国際的な視点での取組

● 県内では環境省の施策としてのESDの認知度は低い状況だが、特に意識しなくとも地域の環境保全活動、環境教育の多くはESDの理念や趣旨（持続可能な社会づくりに向けた人づくりにつながる全ての活動）に合致するケースが多数の見込み

● 「+ESDプロジェクト」
環境省が中心となり官民の連携により進められている。取組みの一つとしてホームページを開設し、全国から活動を募集、登録し紹介している。平成23年度、環境学習支援団体へ周知、当県では3件登録されている。

● 学校や民間団体で独自に国際的な取組みを実施（県立東根工業高等学校など）

◆ 県内の環境教育分野での国際的取組みの促進のため先進事例を積極的に周知、広報が必要

※ 凡例

- ：取組み状況
- ◆：取組み状況の評価、課題